

北谷町道路占用料徴収条例（平成１０年北谷町条例第１７号）新旧対照表

新				旧			
別表（第２条関係）				別表（第２条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>2,200</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,900</u>
	第2種電柱		<u>3,300</u>		第2種電柱		<u>2,900</u>
	第3種電柱		<u>4,500</u>		第3種電柱		<u>3,900</u>
	第1種電話柱		<u>1,900</u>		第1種電話柱		<u>1,700</u>
	第2種電話柱		<u>3,100</u>		第2種電話柱		<u>2,700</u>
	第3種電話柱		<u>4,300</u>		第3種電話柱		<u>3,700</u>
	その他の柱類		<u>190</u>		その他の柱類		<u>170</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>19</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>17</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>12</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>10</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,900</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,600</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>3,900</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>3,400</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,600</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,400</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>33,000</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>30,000</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,900</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,400</u>
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>82</u>		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>71</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>120</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>170</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>230</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>350</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>300</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>470</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>400</u>

	ル未満のもの					ル未満のもの					
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>820</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>710</u>		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>1,200</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>1,000</u>		
	外径が1メートル以上のもの				<u>2,300</u>	外径が1メートル以上のもの			<u>2,000</u>		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年		<u>3,900</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年		<u>3,400</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額				階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額				階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			
	上空に設ける通路				<u>16,000</u>	上空に設ける通路				<u>15,000</u>	
	地下に設ける通路				<u>9,900</u>	地下に設ける通路				<u>9,000</u>	
その他のもの				<u>3,900</u>	その他のもの				<u>3,400</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日		<u>330</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日		<u>300</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月		<u>3,300</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月		<u>3,000</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		<u>3,300</u>	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		<u>3,000</u>	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>33,000</u>		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>30,000</u>	
	標識		1本につき1年		<u>3,100</u>	標識		1本につき1年		<u>2,700</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		<u>330</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		<u>300</u>	

		その他のもの	1本につき1月	<u>3,300</u>			その他のもの	1本につき1月	<u>3,000</u>
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>330</u>		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>300</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>3,300</u>			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>3,000</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>33,000</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>30,000</u>
		その他のもの		<u>16,000</u>			その他のもの		<u>15,000</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>3,900</u>	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>3,400</u>
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	<u>3,300</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	<u>3,000</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>390</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>340</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
				Aに <u>0.018</u> を乗じて得た額					Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額

		階数が3以上のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
		その他のもの		Aに <u>0.026</u> を乗じて得た額			その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに <u>0.026</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具				Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
備考 1 金額の単位は、円とする。 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置する者に限る。以下					備考 1 金額の単位は、円とする。 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置する者に限る。以下				

この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置する者に限る。以下この号について同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。	この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置する者に限る。以下この号について同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
---	---